

## 佐賀県の最低賃金のお知らせ

『佐賀県最低賃金』は、改定され、**平成25年10月26日から**時間額が11円アップし、**1時間664円**となりました。また新たに、『陶磁器・同関連製品製造業』については、**平成25年12月8日から**時間額が11円アップし、**1時間665円**、『一般機械器具製造業関係』については、**平成25年12月26日から**時間額が9円アップし、**1時間770円**、『電気機械器具製造業関係』については、**平成25年12月27日から**時間額が9円アップし、**1時間734円**となります。

最低賃金の件名	1時間	効力発生年月日	適用される産業の範囲	
佐賀県最低賃金	653円 ↓ 664円	平成24年 10月21日 ↓ 平成25年 10月26日	1. 特定(産業別)最低賃金が適用されない全ての産業 2. 次のいずれかに該当する労働者は、特定(産業別)最低賃金が適用される産業の労働者であっても、この佐賀県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者	
特定(産業別)最低賃金	一般機械器具製造業関係	761円 ↓ 770円	平成24年 12月28日 ↓ 平成25年 12月26日	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(冷凍機・温湿調整装置製造業を除く)、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業(建設用シヨベルトラック製造業を除く)、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社
	電気機械器具製造業関係	725円 ↓ 734円	平成24年 12月30日 ↓ 平成25年 12月27日	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社
	陶磁器・同関連製品製造業	654円 ↓ 665円	平成24年 12月22日 ↓ 平成25年 12月8日	陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社

- (注) 1 最低賃金は、臨時工、パートタイマー、アルバイトにも適用されます。  
 2 最低賃金には、次の賃金等は含まれません。  
 (1) 賞与などの臨時の賃金  
 (2) 休日、時間外などの割増賃金  
 (3) 通勤手当(交通費)、家族手当及び精皆勤手当  
 3 賃金支払い形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。